

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会  
「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループ（第2回）議事録

（ 令和3年11月25日（火）  
15時00分～17時00分  
W E B 会 議 ）

〔出席者〕

（委員）戸田委員、松岡委員、夷石委員、仙田委員、土井委員、ヤン委員（計6名）  
（文化庁）津田地域日本語教育推進室長補佐、増田日本語教育調査官、  
北村日本語教育専門職、松井日本語教育専門職、ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループ（第1回）議事録（案）
- 2 「生活Can do」の作成及び検証について
- 3 「生活Can do」等の提示について（案）
- 4 「生活者としての外国人」のための日本語教育の在り方について（報告）（案）

〔参考資料〕

- 1 「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループの進め方ワーキンググループの設置について

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 事務局から、配布資料2「生活Can do」の作成及び検証について、配布資料3「生活Can do」等の提示について（案）及び配布資料4「生活者としての外国人」のための日本語教育の在り方について（報告）（案）」の説明があり、その後、意見交換を行った。
- 3 次回の「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループは、令和4年2月から開催予定であることを確認した。
- 4 審議の内容は以下のとおりである。

○戸田座長

定刻となりましたので、ただいまから第2回「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループを開催いたします。

会議に際して注意事項を御説明します。本日も遠隔による審議となります。本ワーキンググループの議事は公開となっております。円滑な進行の観点から、御発言いただく際には、お名前をおっしゃってから御発言いただくようお願いいたします。

それでは定足数と配布資料の確認をお願いいたします。

○北村日本語教育専門職

文化庁国語課地域日本語教育推進室の北村です。定足数及び資料の確認をいたします。

本ワーキンググループは委員3名、協力者4名の合計7名で構成されております。本日は全員7名の委員・協力者に御出席いただいております。定足数は満たしていることを御報告いたします。

続いて資料について確認をいたします。次第を御覧ください。

配布資料の部分、まず配布資料1『生活C a n d o』等の作成に関するワーキンググループ(第1回)議事録(案)、配布資料2「令和3年度『生活C a n d o』の作成及び検証について」、配布資料3『生活C a n d o』等の提示について(案)、配布資料4『生活者としての外国人』のための日本語教育の在り方について(報告)(案)、参考資料1『生活C a n d o』等の作成に関するワーキンググループの進め方」、以上5点になります。  
資料の確認は以上となります。

#### ○戸田座長

次は議事録の確認でございます。配布資料1の前の議事録の案について御確認いただき、修正の必要がある箇所がありましたら、本日より1週間をめどに事務局まで修正点をお知らせください。なお、最終的な議事録の確定については座長一任とさせていただきますと思います。

それでは議事1『標準的なカリキュラム案』等の改定及び『日本語教育の参照枠』に基づいた『生活C a n d o』の作成に向けた検討についてでございます。前回の会議で議論いたしましたように、現在は「生活C a n d o」の作成及び検証が行われているところです。この作業の概要と進捗状況について御説明いただければと思います。

#### ○北村日本語教育専門職

それでは事務局より御説明いたします。まず、参考資料1『生活C a n d o』等の作成に関するワーキンググループの進め方」を御覧ください。こちらでは、既に先生方に前回会議で目を通していただいている資料になりますが、経緯や目的が書かれております。三つ目の方法のところを御覧ください。

方法。日本語教育小委員会の審議と並行して、日本語教育小委員会の下にワーキンググループを設置し、審議のための検証及び資料作成を行う。この資料作成の部分に当たりますのが次のポツになります。審議における参考として調査研究を実施し、その結果を踏まえた検討を行う、という部分になります。こちらの部分に基づきまして、検討事項として次の丸で掲げてあります1から4の作業を進めているところになります。

経緯を確認しましたところで、続いて配布資料2「令和3年度『生活C a n d o』の作成及び検証について」を御覧ください。こちらは5月末の第1回会議の後、入札を行いまして、この作成作業及び検証の委託事業者を決定しております。その委託事業者にはこの1番、趣旨にありますように、「標準的なカリキュラム案」の改定と「生活C a n d o」の作成が求められていることから、令和2年度に作成しましたC a n d oの精査、そして「標準的なカリキュラム案C a n d o(試案)」や令和2年度に実施した業務の内容を踏まえ、C a n d oの作成を行っていただいているところです。

また、令和2年度の作成C a n d o、そして現在追加で作成しておりますC a n d oについても、出来上がりましたら検証にかけまして、「生活C a n d o」の一部とするための準備を行っているところになります。

実施期間は既に始まっておりまして今年度末を予定しております。

続きまして3番の内容の部分になります。この作成及び検証の業務の内容ですが、(1)有識者会議における検討、(2)先行事例の洗い出しということで、過去の生活分野の指導項目ですとかC a n d oに関する項目について文献の調査を行う。

そして(3)、こちらは書面ヒアリングになります。日本語教育実施団体に対して書面ヒアリングを10件程度実施する予定でして、内容としましては、次の二つ目の丸にあります「子育て・教育を行う」「働く」に関する追加すべき項目や修正が必要な項目、不要と思われる項目について情報を収集いたします。また、昨年度の調査研究の結果、「人とかかわる」についても見直しが必要

要ではないかと提案されましたので、こちらについても追加すべきものがあるかないかについて検討しているところです。

続きまして(4)、こちらが本業務のメインになります。令和3年度分C a n d oの作成になります。こちらはこれまでに作成しました令和元年度の「標準的なカリキュラム案C a n d o(試案)」、そして令和2年度の調査研究で作成しましたC a n d oの二つに加えまして、残っている生活上の行為の事例である「子育て・教育を行う」「働く」に関する項目についてC a n d oを作成し、成果物として納めていただくこととなります。また、(3)として御説明いたしました書面ヒアリングの内容でも得られた情報を基に、追加すべき項目についてC a n d oを作成していただきます。

これらのC a n d o作成の成果物については、C a n d oの作成経験や知見を有するアドバイザーに委嘱いたしまして助言・指導を依頼しているところです。また、令和2年度に作成されたC a n d oとの整合性の観点からも精査を依頼しまして、令和2年度分そして令和3年度分双方について精度を高める作業をしております。

具体的なC a n d o作成の手順は以下のとおりとなっております。作成に当たっていただく日本語教師の皆さんに対するトレーニングの実施、実際のC a n d oの作成、又それに付随する要素の作成、精査と、主に四つとなっております。

最後になりますが(5)としまして、令和2年度・3年度に開発したC a n d oの質的検証を実施いたします。こちらに関しては、これまでに作成した項目について検証にかけ、取捨選択すべきものがあればそれを行うということです。

配布資料2については以上です。

続いて、「生活C a n d o」の作成に関連しまして、どのように「生活C a n d o」を提示していくかについても御説明させていただきます。配布資料3『「生活C a n d o」等の提示について(案)」を御覧ください。まず一つ目として「生活C a n d o」の収録する内容をこちらで示しております。収録いたしますのは、国際交流基金さんをお願いして作成いたしました「令和元年度作成 標準的なカリキュラム案C a n d o試案」、②昨年度の調査研究で実施しました「令和2年度作成C a n d o(案)」、③今年度作っております「令和3年度作成C a n d o(案)」、こちらについては先ほどより申し上げておりますとおり「子育て・教育を行う」「働く」を含めて作成中です。こちら3点を含めて「生活C a n d o」として提示する予定でございます。

続いて、その「生活C a n d o」の範囲について御説明いたします。2番になります。こちらに関しては生活上の行為の分類一覧の大項目を掲げておりますが、以下の十の項目になります。

続いて3番、「生活C a n d o」に付随して示す項目を御覧ください。こちらは前回会議でも先生方に御議論いただいた点ではありますが、「生活C a n d o」とともに示す項目を四つ考えております。生活上の行為の事例、五つの言語活動の分類、カテゴリー、「日本語教育の参照枠」の日本語能力の熟達度を示すレベル。こちらを含むということで、例として表の一部ではあるものの、C a n d oを含めた付随して示す項目も合わせた表をこのように提示してはどうかという例として掲げております。こちらについても御議論いただければと思います。

今後の予定としては、こちらを決めていただいた後に、質的・量的検証を行います。特に質的検証については今年度実施するという準備になっております。

事務局から説明は以上となります。

## ○戸田座長

ありがとうございます。現在作成中の「生活C a n d o」の進捗について、そして作成された「生活C a n d o」をどのように提示するかについて案を御説明いただきました。前回の会

議でもこのC a n d oの提示方法については御議論いただき、案として示しています。進捗について確認の御質問、提示方法についての御意見等あればお願いいたします。

夷石委員、お願いいたします。

#### ○夷石委員

まず資料の内容の確認をさせてください。配布資料2の最後の5と6、「令和2年度・令和3年度に開発したC a n d oの質的検証」の方は、令和2年度と3年度のB1とその他のレベル200項目、そして今作業されている300項目が質的検証の対象になっています。一方で配布資料3の方には、令和元年度作成の、私どもが作業させていただいた「標準的カリキュラム案C a n d o（試案）」も入っているのですが、配布資料3の4番では「作成後、質的・量的検証を行う」ということで、この1番に当たる「標準的カリキュラム案C a n d o（試案）」も今回一緒に質的検証・量的検証の対象になるという理解でよろしいでしょうか。

#### ○北村日本語教育専門職

御説明いたします。配布資料2では対象としておりません。事実として実施しないということでございます。

配布資料3においては、私どもが把握している情報では、①の令和元年度作成分は質的検証が終了し、量的検証は終わっていないと認識しておりますので、このように書かせていただきました。一部分かりにくい部分があったことについてお詫びさせていただきたいと思っております。

#### ○夷石委員

承知しました。ただ、令和2年・3年のC a n d oに行う質的検証と私どもが作業したときの質的検証の内容が違ったりするかもしれませんので、必要に応じて「標準的なカリキュラム案C a n d o（試案）」についても質的検証を一緒にやっていただいてもいいのではないかと思います。

なぜなら配布資料2の(5)に戻りますが、取捨選択を行い、最終的に一つの「生活C a n d o」にまとめるときに、やはり整合性やバランスも見る必要があるので、適宜「標準的なカリキュラム案C a n d o（試案）」含めて一緒にいろいろと御検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

#### ○北村日本語教育専門職

その旨委託事業者にも伝えまして、必要があれば質的検証も含めて令和元年度分に対して実施していきたいと思っております。その辺りにつきましては、この作成及び検証の業務でアドバイザーとして委嘱させていただいている先生方にも御相談させていただきたいと思っております。その過程で夷石先生にもお問い合わせさせていただくことがあるかもしれませんが、よろしく御願いたします。

#### ○夷石委員

承知しました。よろしく申し上げます。次に提示の表の一覧を拝見いたしました。カリキュラム案をベースに「生活C a n d o」を作成していったということで、例で挙がっている表は左からナンバーが付いていて、カリキュラム案の分類があり、生活C a n d oがあり、言語活動があり、カテゴリーがあり、レベルがありということで、カリキュラム案の改定に沿って「生活C a n d o」を作ったという流れがわかる形になっているなというところは承知いたしました。

ただ、これが公開されて、利用されるコーディネーターの方々がC a n d oの使い方を学び、いざ使ってみようとなり、こんな場面でこういうC a n d o、目標とするC a n d oはあるかなと探すと、どうやって探していくかというときに、この並びで使いやすいのだろうかと思いました。見せ方の問題だとは思いますが、言語活動から見ていたり、カテゴリーから見ていたり、あとレベルから見ていたりしたい方も多いのではないのでしょうか。この今並んでいる順番、確かにカリキュラム案がベースなのでこれまでと同様の生活上の行為の事例が前にあった方が分かりやすいと思う一方、言語活動やカテゴリー、レベルが前の方にあってもいいのではないかと。見せ方だけの問題なのですが、ユーザーの使い方からその辺を疑問に思いました。

ただ、これは実際に今までカリキュラム案を使っていた方が今のこのような並びの方が参考しやすいということであれば、特に私からは意見はないのですが。その辺、皆さんの感触としてどうなのかなというところをお伺いしたい次第です。

#### ○戸田座長

この見せ方については前からお話が出ていたと思いますが、皆様いかがでしょうか。ヤン委員、お願いいたします。

#### ○ヤン委員

私も同じ意見です。恐らく数百のリストになってくるとと思いますが、検索がかけられるような仕組みになるのでしょうか。文化庁のNEWSというサイトをお使いになるとすると、学習者のレベルや行動範囲などでも検索が出来るようになれば、使い勝手がいいのではないかと思います。もう一点ありまして、配布して来年度以降出てきた場合、地域日本語教育コーディネーターや日本語教師がお使いになるものとして想定していると思いますが、今、日本にいらっしゃる外国人の方の属性で、A1のA0に近い方あるいはA2からB1の方が多いかといったことは、把握しているのでしょうか。

実際に新宿や群馬で日本語指導の活動をしてみたところ、ゼロビギナー向けの教室を開いても、ほとんど外国人の方はいらっしゃいません。ただ、たまにいらっしゃるので困ることはあります。恐らくA1からA2が多いとしたときに、その学習の継続面で各レベルごとに満遍なくリストを作るだけでなく、運用を考えたときに、学習をやめないようなリストも必要になるのではないのでしょうか。ここに来たら日本語が学べて役に立つから来週も、次の期も行ってみようという最初の入り口のコースを作る。これから恐らくモデルケースなどが出てくるとと思いますが、そのような視点でも見ていけたらいいように思いました。

#### ○戸田座長

これについて事務局はいかがでしょうか。

#### ○北村日本語教育専門職

まず夷石委員の御指摘についてですが、提示の順番について、まず紙ベースのもので示すのか、データとして示すのかということですね。紙で示す場合においても利用のしやすい順番でお示しいただけるように、調査研究、作成及び検証の業務の中でも意見を聞きながら決めていきたいと思っております。

続いてヤン委員の御指摘についてですが、今後どのようなものを提示していくのかについては、「日本語教育の参照枠」に基づいて作成されるものとの整合性も考えつつ、反映できるところはしていきたいと思っております。

○夷石委員

公開は紙ベース及びエクセル等でのデータで出すような形という理解で良いでしょうか。

○北村日本語教育専門職

はい。まずはそのようになると思います。

○夷石委員

ありがとうございます。

○戸田座長

次に、「生活C a n d o」を含む『生活者としての外国人』に対する日本語教育の在り方について（報告）素案」ですが、御議論いただきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○北村日本語教育専門職

配布資料4『生活者としての外国人』のための日本語教育の在り方について（報告）（案）」を用いて御説明したいと思います。

まず、目次を御覧ください。目次では、「はじめに」から1、現状と課題、2、「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、3、生活上の行為の事例について、4、「生活C a n d o」等について、5、活用方法、6、漢字を含む文字の扱い方について、7、生活・社会・文化的情報の扱い方について、8、「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価の考え方、そして参考資料、全部で10の要素から構成されております。

続きまして、「はじめに」を御覧ください。1ページから2ページになります。「はじめに」では、まず一つ目の段落で現在の外国人の状況。二つ目、三つ目の段落で施策の背景。そして四つ目から五つ目の段落で、これまでの「生活者としての外国人」に対する日本語教育に関する審議、そしてその結果、成果として取りまとめられました「標準的なカリキュラム案」について。そして6段落目から8段落目で、その後始まりました「日本語教育の参照枠」の議論について。そして9段落目からそれ以降に関しては、この報告の内容や位置付けについて記載してございます。

続いて3ページから4ページ、1、現状と課題を御覧ください。まず（1）の現状になります。こちらではこれまで先生方にも御議論いただきました現状そして（2）の課題等を記載させていただいている状況です。丸の一つ目では外国人の状況とその変化について。丸2から丸3では、現状の「標準的なカリキュラム案」の内容とその活用について。丸の四つ目から五つ目にかけては、その後始まりました「参照枠」の作成とその活用の方向性について。丸の6番では、昨年来御議論いただいております「標準的なカリキュラム案」の改定と「生活C a n d o」の作成の動きについて触れております。

続いて（2）課題です。丸の一つ目は、左の現状に対応する形で「標準的なカリキュラム案」の見直しの必要性について。二つ目の丸から五つ目の丸については、「標準的なカリキュラム案」の課題について。そして五つ目の丸から六つ目の丸にかけては、「日本語教育の参照枠」のこれからの活用における課題等について書かれております。

続いて2、「生活者としての外国人」に対する日本語教育についての部分を御説明させていただきます。5ページから8ページを御覧ください。

まず（1）から（3）までは、「標準的なカリキュラム案」を受けて「生活者としての外国人」について、そしてその「生活者としての外国人」に対する日本語教育、そしてその目的・目標を引用する形で記載してあります。

(4)として、「生活者としての外国人」に対する日本語教育を考える上での「日本語教育の参照枠」の理念について記載しております。

(5)(6)については、具体的な内容そして対象についてです。

(5)の内容ですが、こちらには「日本語教育の参照枠」における五つの言語活動、「聞くこと」「読むこと」「話すこと(やり取り)」「話すこと(発表)」「書くこと」に基づく「生活上の行為の事例」及び「生活C a n d o」、それらに対応する要素を記載させていただいております。

続いて(6)の対象です。対象者としては「生活者としての外国人」及び将来的にその可能性のある者。対象とするレベルは、先生方にも以前より御議論いただいておりますが、基礎段階の言語使用者から自立した言語使用者まで。

(7)想定される利用者です。こちらは過去に国語分科会で示されました役割分担等から、都道府県や市町村を想定して、各都道府県及び市町村においては「生活C a n d o」等で示された内容に適宜変更を加えつつ、各地域の実情に合わせ実施する必要について述べております。続いて「そのため」以降ですが、それらを受けて、本報告の利用者として具体的に各都道府県、市町村における日本語教育担当者や、各地域において行政や地域の関係機関等との連携の下、日本語教育プログラム等の編成・実践に携わる地域日本語教育コーディネーターを想定する、と記載があります。

続いて(8)です。(8)では想定される学習時間の目安としまして、諸外国の例を参考にA1まで、A2まで、B1まで、そして生活・社会・文化的情報の各時間数を挙げ、合計435から616時間程度(目安)と記載させていただいております。

続いて、生活・社会・文化的情報についての注意書き、そして8ページになりますが、学習時間に関する注意書き。こちらでも生活・社会・文化的情報の取扱い方等。そして最後に「なお」以降ですが、この学習時間の目安を参考に、どのようにプログラム編成するかということに記載しております。

続いて9ページ以降を御覧ください。3の生活上の行為の事例についてです。

まず(1)生活上の行為の事例の整理ということで、この生活上の行為の事例がどのように取りまとめられたかを記載しております。

(2)生活上の行為の事例と「生活C a n d o」ということで、こちらは「日本語教育の参照枠」で示された言語能力記述文という考え方と、既に過去に取りまとめられていました「標準的なカリキュラム案」の生活上の行為の事例や「生活者としての外国人」に対する日本語教育への対応について記載しております。ここでは、「また」以降にありますように、A1やA2そしてB1、一部B2のレベル付けを「生活C a n d o」について行ったことを記載しております。

10ページを御覧ください。(3)本報告で取り上げる「生活上の行為」分類一覧ということで、どのような範囲を含むのかを提示させていただいております。

11ページを御覧ください。4、「生活C a n d o」等についてということで、(1)「生活C a n d o」について。こちらはまず一目として、何を「生活C a n d o」と呼ぶかということと、どのようなものか。最後の文になりますが、「日本語教育の参照枠を踏まえ、生活C a n d oはA1からB2までの内容とすることとする」と記載させていただいております。

(2)具体的な内容としまして、こちらは先ほど配布資料3でも御説明しましたように、「生活C a n d o」とともに付随して提示する情報について記載させていただいております。

続いて12ページを御覧ください。活用方法です。こちらについては(1)「生活者としての外国人」に対する日本語教育に携わる日本語教育人材ということで、どういった皆さんに使っていただくのかということに記載しております。また、(2)「生活C a n d o」を踏まえた日本語教育プログラムの作り方ということで、現在策定中の『日本語教育の参照枠』活用のための手引きを用いつつプログラムを編成する旨を記載しております。

続いて13ページを御覧ください。6、漢字を含む文字の扱い方についてです。こちらでは、「日本語教育の参照枠」で提示されております、漢字を含む文字の扱い方を引用しつつ、「生活者としての外国人」にどのように漢字を含む文字の扱い方を行っていくかということを示しております。

(1)「日本語教育の参照枠」において漢字を含む文字を取り上げるることについて。(2)「日本語教育の参照枠」における文字の扱いについて。(3)「基礎漢字」の選定について。14ページは「参照枠」より引用しております「基礎漢字」の考え方のイメージ図になります。(4)漢字学習の方針について、ということで、こちらでも「参照枠」より漢字学習の考え方について引用を行っています。

16ページを御覧ください。7、生活・文化・社会的情報の扱い方についてということで、生活・文化・社会的情報の提示の方法や、(2)想定される内容、(3)扱い方について記載しております。

17ページ、8となりますが、「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価の考え方ということで、こちらでも「日本語教育の参照枠」における評価の理念を引用しつつ、(1)として言語活動別の評価について。19ページでは「日本語教育の参照枠」の日本語の熟達度の例をお示ししつつ、(2)では日本語学習ポートフォリオの活用、(3)では今後開発が予定されております学習のための支援ツールについて言及させていただいております。

23ページ、参考資料についてはこのように予定しているという記載です。以上です。

#### ○戸田座長

ありがとうございます。今、御説明いただいた内容について議論したいと思います。まず報告書の前提を整理した「1、現状と課題、2、生活者としての外国人に対する日本語教育について」、この二つの章について御意見をお願いいたします。

松岡委員、お願いします。

#### ○松岡委員

課題のところ、丸の四つ目に「標準的なカリキュラム案では、教材例集は示されているもの」という記述がありますが、「地域によっては日本語教育人材の不足等により教材の作成が難しいという声が聞かれる」というのは、岩手などは正にそういう状態にあります。この課題に対応してこの新しいC a n d oがどう貢献すると説明すればいいのか迷っています。この課題に対応してどのように位置付けたらいいのかを、事務局から説明をお願いしてよろしいでしょうか。

#### ○北村日本語教育専門職

今後、この「生活C a n d o」等が示された後には、手引き等も御活用いただいて教材等を作っていくことが想定されるわけですが、その際にも難しいということが聞かれるという課題として書かせていただきました。ただ、具体的に特にこの報告書の段階では教材そのものを示しているわけでもありませんので、この辺り、どのようにこの項目を扱うかということについて、ほかの委員からも御意見を頂ければと思います。

#### ○戸田座長

ヤン委員、お願いいたします。

#### ○ヤン委員

今の教材のお話で関連して事務局にお聞きしたいのですが、今ある「つながるひろがる」にレ

ベル1からレベル3まで動画教材がありますが、今回作った「生活C a n d o」について新しい動画が追加される予定はありますか。

#### ○北村日本語教育専門職

現在、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」でも、令和4年度の概算要求においても、「つながるひろがる にほんごでのくらし」を「日本語教育の参照枠」に合わせていくことは掲げております。

#### ○戸田座長

土井委員、お願いいたします。

#### ○土井委員

意見を一つと、質問を一つさせていただきたいと思います。

今回こうやって「生活C a n d o」が考えられて、その後、CEFRとかいろいろなものに、「参照枠」を反映させていくとは思いますが、私のように現場で日本語教育を地域でやっている人間からすると、そこで止まってしまっただけでは意味がなくなってしまいますので、これを現場での活動に落とし込んでいくときにどうしていったらいいのかなと考えています。

そうすると、今ここで言われている「生活者としての外国人」に対する日本語教育の中で、例えば今、文化庁さんでも近年総合的な体制づくりですとか、それ以前にも空白地域解消のスタートアッププログラムとか、いろいろな事業をされているかと思えます。そうした中に、例えば日本語教室をやるのであれば何時間以上とか、その内容はこういったものを参考にすることとか、あと一方で評価基準はたしか各実施団体が独自に考えてそれを審査されるものになっていますが、やはりそういったところにもこの「生活C a n d o」そして「参照枠」が取り込まれていってしっかりと活用していただくようにならないと、結局は広がっていかないのではないかと懸念があります。

例えばですが、今、文化庁が実施する「生活者としての外国人」を対象とした事業では、日本語能力試験の対策を目的としたものをするのは対象外だとか、そういう条件があると思うのですが、じゃあ今度はこれがあつた程度固まった段階で、この「参照枠」に基づいて例えばB1を目指すとかA2を目指すための指導は補助事業、委託事業の対象の範囲に含まれるのかとか、もしくはそういったところを目指してやってくださいということになっていくのかなと思います。そうしていくことも検討が必要だということです。

また、本当であれば、生活者授業に限らず、今、特定技能ですとか日系4世の方の入国の際の基準が日本語能力試験の基準で求められていますが、それに置き換わるようになっていくのかとか、そういった議論も展開していくことが必要だと思いますが、取りあえず生活者授業として今やられている中にこれをどのように落とし込んでいくのか。

ただ、勝手に使ってくださいねと言われても、やはり現場の人は、先ほどから意見が出ているように、どうやって活用していいのかわからないので、実際に具体的な扱い方とかを、申請される自治体さんとかそこで活動される方々にしっかりと分かりやすく使えるところまで説明なり研修会なりをして、落とし込んでいただけたらと思っています。少し長くなりましたが、これが意見です。

もう一つが質問になるのですが、「生活者としての外国人」に対する日本語教育、5ページの一番下のところです。(4)「生活者としての外国人」に対する日本語教育における「日本語教育の参照枠」の理念のところの下二、三行になるのですが、「また」の後です。「共生社会の実現にあたっては、日本人の側が日本語を学ぶ人々についての理解を深めて考えていくことも大切であ

る」と書かれています。私、これは非常に大事な文章だと思っていまして、本当にそのとおりだと思います。ところで、この「日本人の側が日本語を学ぶ人々についての理解を深めていく」ための方策なりは、どこで議論されてどこに今後明記されていくような形で進められているのか。少なくともこの「参照枠」の中ではそこまで書いていないと思います、ここの具体化はどこで行うのか教えていただきたいと思っています。

#### ○北村日本語教育専門職

この5ページのこの部分を今後どのように反映していくのかということに関しては、補助事業等のメニューの中にこのような項目は既に反映がありますので、そういったところをお使いいただきつつ、地域に展開していただくことを考えております。

#### ○増田日本語教育調査官

土井委員御指摘の活用の道筋のことは、「生活C a n d o」や「生活者としての外国人」に対する日本語教育についての報告に限らず、「日本語教育の参照枠」に関しても課題だと思っています。作るだけ作っても、それが日本社会に広く御理解いただければ、どうしても日本語教育関係者の中で閉じてしまうことになりかねず、そういう「参照枠」であってはならないと思っています。

ですので、周知方法については、今年度のもう一つのワーキンググループ「日本語教育の参照枠」の活用のためのワーキンググループでも御議論いただいております、チラシ、リーフレットのようなものを作成して、日本社会側の方にも研修等で使っていただけるよう、分かりやすい示し方で日本語の習得、日本語教育について御理解いただけるようにしていきたいと思っております。

報告案のほうですが、事務局としては先ほど土井委員の御指摘の1行に大きな思いを込めて書いたわけですが、もう少し具体的にここまで書き下した方がよいとか、こういう取組を推奨すべきであるとか、そういったことは委員の皆様にごんごん加筆、御意見を頂ければと思っております。この部分を取り上げていただいたことは非常にありがたいと思っています。

どうしたらもっとよくなるか、どのような教材が必要なのか、自治体に地域の実情に応じて作っていただくことではなぜ駄目なのか、その辺りももう少し突っ込んだ御意見、御指摘を頂ければありがたいです。よろしくお願いいたします。

#### ○戸田座長

大変重要な視点です。私も全く大事な点だと思って読んでおりました。いかがでしょうか。仙田委員、お願いいたします。

#### ○仙田委員

一つ戻ってしまいますが、松岡委員がおっしゃっていた地方での人材不足、それから土井委員がおっしゃっていた現場に落とし込むときの課題に関連して、私も一言だけですが意見を述べさせていただきます。

こういった報告書を作成して周知していくことの限界は当然あると思います。ですので、そこでは出来ない部分を別の施策として研修を開催したり、いろいろな広報の仕方もあると思います。更にもう一步踏み込んだ形で、例えばC a n d oを使うときのアドバイザーを地方に派遣するとか、そういった取組についても是非検討していただけるとありがたいと思います。

例えば日本語教室の空白地域があるという課題に対しては文化庁事業でスタートアップとしてアドバイザーを派遣するというスキームが既に行われておりますので、このC a n d oを使っ

た日本語教室の展開についても同じスキームも是非御検討いただけるとありがたいと思います。

#### ○戸田座長

今の仙田委員の御意見について事務局はいかがでしょう。

#### ○北村日本語教育専門職

そういった方向性も含めて、特にこの広報や活用についての視点が不足していると感じましたので、これを現場につなぐような、活用につながるような文言等が入れられればと考えております。

#### ○土井委員

先ほどの仙田委員の御提案は私も非常にいいと思いますし、今、かなりオンラインの会議の環境なども整ってきたので、必ずしも現地に行かなくても、オンラインを通じてアドバイザーの方にいろいろな助言をしていただけるようなことが出来ればいいとは思っています。

もう一つ、私が以前関わっていた愛知県豊田市で行われている「とよた日本語学習支援システム」の中でも、独自に能力判定とかを作成した際に、やはり特に外国人を雇用されている企業の方々に外国人の日本語力をどう実感していただけるかと。N2、N3ぐらいが欲しいと言われても、実際にはその担当者の方はN2、N3がどんな日本語力かは全く御存じないのですね。試験問題も見ただけでもありません。ただ、ほかの人たちが大体みんなN2ぐらいだとか、N3じゃ少し弱いよと言っているからそう言っているぐらいの反応がほとんどだったのです。

そこでどうしたかという、じゃあそのとよた日本語学習支援システムの判定基準に沿った、当時とはとよた日本語学習支援システムでもA1、A2とかと言っていましたが、そういう1レベル、2レベルぐらいの簡単な5分から10分程度のインタビュー動画を撮って、1レベルというのはこのぐらいのやり取りが会話でやられている人たちですよと、2レベルだとこれがこのぐらいになりますよという例示ですが、そういうものをお示ししました。それは非常に分かりやすいとおっしゃってくれて、これだったら2でもいいなとか、いや3が欲しいなとかということがあったので。そういった会話の動画であったり、文章レベルであったり、例えばこのレベルで示した人たちが具体的にどんなことぐらいだったら言えるのかとかが何か目に見えて分かりやすい。レベルの数字で示して分かるのはおそらく専門家だけだと思うので、見てもらってこのぐらいですよとか、文章を書いても漢字はほとんどないですよとか、そういうことが分かるような示し方が出来ればいいのではないかと御提案です。

以上です。

#### ○戸田座長

ありがとうございました。大変具体的で分かりやすいと思います。松岡委員。

#### ○松岡委員

厚労省で「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」を開発されていますね。あれが現場の方にはびんときやすいものなのかなと思うのです。例えば、A1で「聞くこと」に対して「当人に向かって、非常にゆっくりと気をつけて発音されれば、あいさつや簡単な指示を理解することができる」といったら、それぐらいかなと就労のそれぞれの場面では分かっていただけだと思います。このようにCan doのもっと具体的なものがそれぞれで出来てくると、ああなるほどと思うと同時に、日本人側がどういう配慮をしたらいいのかが見えてくるのですね。

例えば、はっきり・ゆっくりというところは日本人側の配慮になると思うので、そういったこ

とが先ほどの「日本人も日本語学習者のことを理解し」といったところにつながっていくと思うので、日本人側が配慮するところはここですよ、学習者の能力はこの辺ですよ、というところが見えるようにしたものと良いと思いました。

ただ、先ほどから人材のことが気になっているのですが、今、都道府県、市町村を想定して地域コーディネーターを一義的な対象として、利用者としてこれが組み込まれていることがあるのですが、現実的にはまだ都道府県や市町村単位ではそのコーディネーターとか日本語の専門人材の必要性など、まだ、何ていうんでしょう、認識が低いかなというのを実感しています。

そこで、こういうものやっってくださいということをただ言うだけでは多分なかなか動いてくださらないと思うので、先ほど土井委員が御提案くださったような、こういうことをやるんだったら助成金を受けられますよとか、こういうことをやるとこんな効果を得るといのでこういう評価が得られますよというような仕組みがやはり出来てくるといいなとすごく強く思っています。今のままだと、やはりボランティアがやればいいじゃないかというところに落ちてしまいそうなので、このC a n d oを使いこなし、かつ生活者としての日本語教育がきちんと出来るような方たちを育てていけるようないろいろな仕組みが必要。

研修もいいのですが、私、一点思ったのが、韓国にお邪魔したときに、子供の支援をしていらっしゃる方同士でフォーラムのようなものを組んでいて、時々意見交換をしたり学習会を自分たちで活用したりというようなことをなさっているのを聞きました。そういう場もあったらいいなと思うので、そういうネットワークをつなげるような仕組みみたいなものを、もしかして文化庁の中で作っていただけるといいのかなと感じています。

#### ○北村日本語教育専門職

松岡委員に2点御発言いただきました。1点目は11ページの「生活C a n d o」の提示の方法につながってくると思って伺いました。現状では先ほど配布資料3でお示ししましたように、一覧を並べてお示しする状況になっていますが、その特徴をまとめたようなものがあるとよいという趣旨の御発言と受け取っております。

2点目についてですが、12ページの活用方法にもつながると思うのですが、12ページの5、活用方法には、どういった人が活用するのかということを図を用いて提示している状況ですが、こういった人材がネットワークできるような今後事業を考え、今後の展開の種にさせていただこうと思います。ありがとうございます。

#### ○戸田座長

幾つか御意見が出ました。人材については地域差があるということで仕組みを考えていく必要があるということや、就労の場面では具体的な見せ方で外国につながる方の日本語のレベルを理解していただいている等、検討していきたいと思えます。

戻りますが、5ページの(4)の理念の最後のところ、「日本人の側が」というところに関してはいかがでしょうか。土井委員、お願いいたします。

#### ○土井委員

すでに各地で日本人の方向けに「やさしい日本語」の研修会がいろいろな形で開催されているかと思えます。ただ、私の知る限りですが、この「やさしい日本語」の研修会をするときの、その易しさというのはどのぐらいかとなったときの基準は、多くが日本語能力試験N3レベルとかN4レベルという形で設定した上でされていることが結構私の周りでは多いように思えます。こういった「やさしい日本語」を普及されているような方々に対しても、やはりこの新しい「参照枠」だったりCEFRの基準をお示しいただいて、必ずしも日本語能力試験基準における易しさ

だけではない易しさも広めながら「やさしい日本語」を普及していただくことも大切だと思います。

また、先ほどからしつこいかもかもしれませんが、文化庁さんのいろいろな補助事業、委託事業の中でもそういう「やさしい日本語」を研修して、行政職員だったり企業の方だったり民間の方だったりというところに、いわゆる日本人側の日本語教育を行うようなメニューも含めて補助・委託が頂けるような形でやっていただけるといいのではないかなと思います。

#### ○北村日本語教育専門職

ありがとうございます。

この（４）の理念の部分については先ほど来御指摘いただいておりますが、この部分は「日本語教育の参照枠」の引用に終始しているので、御指摘いただいた、例えば「日本人の側が日本語を学ぶ人々についての理解を深めて考えていくことも大切である」といった記載を受けて、「生活者としての外国人」に対してはとか、これを受けて「生活者としての外国人」に対する日本語教育はという記載を増やした方がいいかなと、御意見伺っていて感じましたので、この辺りは補わせていただくとともに、あと、この報告がまとまりましたら、土井委員がおっしゃっておられるように、この報告あるいは「日本語教育の参照枠」も含めた形で補助事業が展開できるように、補助事業の方にも反映したいと思ひますし、各種事業、各種施策にも反映していきたいと考えているところです。御意見ありがとうございます。

#### ○仙田委員

すみません。二つほど確認したいことがあります。

まず（６）の対象のところ、これは前回、土井委員の御意見があったと思うのですが、「生活者としての外国人」のところの枠を今回広げるのかどうかという話の中で、記載が『生活者としての外国人』及び将来的に可能性のある者」とか「日本で生活することを希望する外国人等」という書き方がされていて、広げ過ぎなのではないかという気がいたしました。あくまでも日本で日常的な生活を営むところにつながる人たちと捉えるべきではないかと思っております。

そうすると、例えば日本で生活することを予定しているとか、日本で生活を始めることを予定しているとか、何かしら日本国内での生活につながるような記述の仕方がされるといいのではないかと感じております。委員の皆さんの意見もお伺いしたいと思います。

もう一つ、（７）の想定される利用者のところです。ここの大きな２の『生活者としての外国人』に対する日本語教育について」という全体の構成を考えたときに、この（７）に来るのは想定される利用者、この報告書を誰が使うかではなくて、誰が生活者に教えるのかということがここに来ないといけないのではないのでしょうか。そこが曖昧なままこの章が終わってしまっているように思われたので、整理していただくといいのではないかと思います。

以上です。

#### ○戸田座長

皆様、いかがでしょうか。仙田委員から（６）の対象者について御意見が出ましたが、何か。土井委員、お願いいたします。

#### ○土井委員

私の前回発言の意図としては、日本もしくは日本語に興味があっていつか行ってみたいという状況の方ではなく、例えば特定技能として資格を取って来日が控えているとか、もしくは日本語学校の入学が決まったので来日に向けて勉強しておこうとか、そういう、言葉で言うと来日を控

えているという方、もう確実に日本に来ることが決まっています、その準備段階にいる方を想定はしていません。

**○北村日本語教育専門職**

前回会議の御議論を踏まえて反映したつもりでしたが、反映が正確ではありませんでした。仙田委員、土井委員の御指摘を踏まえて、もう少し狭める形で修正を加えたいと思います。

**○仙田委員**

補足させていただいてもいいですか。この（7）の想定される利用者は、12ページの5の活用法に書かれていけばいいのではないのでしょうか。そちらに書いてもらって、12ページに出てきている地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者というこの三つが、6ページのところで指導者と、日本語教育人材という項目として記載されている方が、むしろ、いつまでもボランティアがこれをやるものだと思われなくていいということにもつながっていくと思うので、その辺りを少し整理したらどうかということでございます。

**○戸田座長**

事務局、いかがでしょうか。

**○北村日本語教育専門職**

御指摘としては、この6ページの記載と12ページの記載を入れ替えてはどうかと捉えてよろしいですか。

**○仙田委員**

そうですね。端的に言うと、2の章に誰が教えるかということが明確にされていないということです。

**○北村日本語教育専門職**

分かりました。記載を入れ替えつつ、かつ、実際に指導する人が誰なのかということをはっきりとし、その指導内容を編成するのが誰かということも加えて記載するというところでよろしいでしょうか。

**○仙田委員**

はい。そのようになるといいのではないかと思います。

**○北村日本語教育専門職**

承知しました。ありがとうございます。

**○ヤン委員**

確かに利用者というのが、地域日本語コーディネーターが前面に来ると思うのですが、しつこいぐらい各地域に地域日本語コーディネーターが必要であることを入れていただくと助かると思います。望ましいという言葉でも大丈夫です。よろしくお願いします。

**○北村日本語教育専門職**

利用者の想定としては地域日本語教育コーディネーターと記載があるので、各自治体の施策立

案に反映できるように、いろいろなところで言及し配置が促されるようには努めたいと思います。

#### ○土井委員

今のところはとても大事だし、日本語教育を質的に上げていくためにも必要な部分だとは思いますが、地域日本語教育コーディネーターとは、現状、仮に日本語教育、いわゆるこれは民間の420時間以上の日本語教師養成・研修もしくは大学の日本語教師養成課程で勉強をしたという人であったとしても、能力評価やカリキュラム作成ができるかというところが難しいと思います。

実際、例えば私が関わっている東海地域にも地域日本語教育コーディネーターという肩書で活動されている方はいらっしゃるのですが、中には国際交流協会の職員さんがその肩書で日本語教育事業を担当されていたり、もしくは地域のボランティアさんで行政の方に半分頼まれるような形でそういう役割を担ったりしています。そうすると、そのコーディネーターにこれを見てプログラムを作ることを求めると、少しハードルが高いのではないかと思います。

なので、仮にここで言う地域日本語教育コーディネーターが文化庁さんの以前は自主事業、今は委託事業として展開されているコーディネーター研修を受けた方は、必ずこれを学んでいて出来るようになっていくぐらいであればいいのですが、今、広く地域日本語教育コーディネーターが各地それぞれの中でどういう人かということも特定されることなく使われている状況で、その人が配置されればこれができるようになるには限らないのではないかと思います。

ここは言葉を使う使い方と同時に、使うのであれば具体的にどういう人で、それはどこで育成された人なのか、もしくは今後育成していくのかということも併せて検討しないと、現実的にはいかないのではないかと思いますので一言お伝えしておきます。

#### ○北村日本語教育専門職

12ページの活用方法に3者登場しているわけですが、先ほど仙田委員に御指摘いただきましたように、分かりやすい形で順番を入れ替えたり補足をしたりはする予定です。土井委員、例えば地域日本語教育コーディネーターが日本語教師と連携してこれを活用するというような、具体的な記載をした方がいいと捉えてよろしいでしょうか。

#### ○土井委員

そうですね。いわゆる地域日本語教育コーディネーターがこれを使ってどうするのだということに限らず、地域日本語教育コーディネーターがそれを活用できる方としっかり共同・連携して動かしていく方が良いかなと、個人的には思います。

#### ○北村日本語教育専門職

ありがとうございます。そのように補足したいと思います。

#### ○戸田座長

よろしければ、引き続きまして3番目の3、生活上の行為の事例について、4、「生活C a n d o」等についてに入りたいと思います。こちらでは「標準的なカリキュラム案」の内容と「生活C a n d o」との接続について言及がなされるとともに、想定される学習時間についても触れられています。いかがでしょうか。お願いいたします。夷石委員。

#### ○夷石委員

まず一つ、5番の内容ですが、一番最後のところ、「『生活上の行為の事例』及び『生活C a n d o』」の後に「それらに対応する学習項目の要素」と記述されていますが、先ほどのC a n d

○の提示のところから考えると今回はこの「項目の要素」はなくなったと理解していたのですが、別に何か予定があるということでしょうか。まずこちらをお願いします。

#### ○北村日本語教育専門職

失礼いたしました。こちらに関しては、先ほどの配布資料3に合わせて、「生活上の行為の事例」及び「生活C a n d o」等に関連付くカテゴリまでを示す予定ですので、「それらに対応する学習項目の要素」については削除させていただく予定であります。

#### ○夷石委員

承知しました。では5番はそういうことをお願いします。

もう一つは8番の学習時間の目安について少しお時間を頂ければと思っております。先に私どもに頂いている資料でこの時間の検討についていろいろと調べていただいて、このお時間が示されたということで理解しております。前回の会議の時にもなるべく幅を持った方がいう意見もあったということで、幅を持たれている点は良いと思いました。

なお、この時間の参照の時に、私どもの「まるごと」の学習時間の方も併せて参考にさせていただいたようですが、あそこで提示している時間は「まるごと」をコースブックで使ったときの教室の学習時間であって、そのA1の「入門 かつどう」が終わって、この時間を勉強したらA1レベルになるのではない、要するにそのレベルの到達時間ではありまえんで御注意ください。

また特に今、一人一人の到達度はそれぞれで、かかる時間もそれぞれだということがとても大切なところだと思いますので、そこがこの資料でもうまく反映されて分かりやすく伝わるというなと思っています。

今の頂いている案を見ますと、その辺りが分かるような感じもするのですが、最後のところ、本当に最後の8ページのお尻に「あくまで上記の学習時間はコース設定の際の目安である」という文面をもう少し前に出し、目安だということが強調されると、これまでの話と少しつながるところもあると思います。日本人の人たちにも到達する時間はそれぞれだよ、学習時間は人によっていろいろだよということが伝わるような文面にするためにも「この目安である」という文が頭にあるといいのではないかと考えました。

それと、話が戻りますが、資料に関して例が比較的ドイツや日本の限られたものだったので、同じCEFRの国だったらオランダや、オーストラリアとかカナダとか、ほかのところの時間ももう少し見ていくといいのかなと思いました。この辺は松岡先生の方が詳しいと思っておりますのでお話を伺いできればと思います。以上です。

#### ○戸田座長

ありがとうございました。夷石委員の御指摘の点は7ページの想定される学習時間の目安のところですが、これについて松岡委員、補足がございましたらお願いいたします。

#### ○松岡委員

他国のことについては私も全部調べているわけではないので何とも言えないのですが、ただ、日本語の場合、漢字の問題がもし出てきて、読む・書くということにも入ってくるとなると、この学習時間では少し心もとないのかなというのがあります。実際に見ていてもそうですし、それからドイツの場合も、ドイツは文字はアルファベットなので日本に比べれば単純ですが、この時間で学習が終わっていない方たちは結構多いようなのですね。

この後ろの方に「学習者の状況に合わせて」と書いてはいるのですが、やはりこれを基にして施策を組むといったときに、少し616時間で社会・文化も含めてB1というのは早いかなとい

うのが実感としてありますので。もう少し幅を持ってもいいかもしれないというのがあることと、先ほど夷石委員から御提案があったように、目安であるということ、幅を持って大丈夫だということは前の方に移してもいいように思います。

文化庁としてはほかのところでこれを使うときに、目安がないとやはり説明がしにくい事情もあると思うので、もう少し増やして幅を出していただくといいのではないかなと思います。

#### ○北村日本語教育専門職

今、夷石委員及び松岡委員に御指摘いただきました、あくまで目安であることと、あと、それぞれの対象によって設定時間を調整できるような文言は少し補足させていただくとともに、前の方に印象付けられるように移動させたいと思います。

あと、時間数について松岡委員にも御指摘いただきましたが、現状も漢字を含む文字指導に関する説明も8ページの3行目辺りに書かせてはいただいているものの、やはり数字の近くにこのようなことを書いておかないとトータルの指導時間として扱われない可能性もありますので、提示の方法については、文として示すだけではなくて、時間数の表記に加えて何かを足すことが出来るようにすることや、ここの記載自体はもう少し多いとは実際書いてあるものの、この数字感が独り歩き可能性もありますので、その辺りに配慮しつつ修正したいと思います。ありがとうございます。

#### ○戸田座長

私自身、この数字を見るときに、ページが異なっていて、この数字を見て、ああ状況によって随分違うのだらうと思うのですが、後ろにちゃんと説明があるようなことがあって、やはり順番は少し変えてもいいのかなと思いました。ここについてほかにも何か御意見がありますか。

それでは3番、4番に移ります。いかがでしょうか。生活上の行為の事例について、「生活 Can do」等についての章です。

松岡委員、お願いいたします。

#### ○松岡委員

この「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」という表記で、CEFRを知っている方であれば「やり取り」と「発表」の違いが分かると思うのですが、これ、もう一度どこか欄外に「やり取り」とは何なのか、「発表」とは何なのかということの説明を入れていただいた方がいいかと、学生に説明していて強く感じました。お願いします。

#### ○北村日本語教育専門職

ありがとうございます。

やはり「日本語教育の参照枠」別冊というか、本として分かれておりますし、一般の方には、特に行政関係の方にも分かりやすさを求められるところだと思いますので、付記させていただきたいと思います。

#### ○戸田座長

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは引き続いて、5、活用方法、6、漢字を含む文字の扱い方について、御意見をお願いいたします。

6の漢字を含む文字の扱い方については「日本語教育の参照枠」より引用されておりますが、その提示の仕方についても御意見があればお願いいたします。

### ○北村日本語教育専門職

「6、漢字を含む文字の扱い方について」ですが、こちらはかなり「日本語教育の参照枠」から引用させていただいておりますので、特に問題がないということで御意見が出づらいかなどは思っているところですが、13ページの(2)の後半3行ですとか、13ページの(3)の後半4行に関しては加えさせていただいているところですので、この辺りについても御意見等あればお聞かせいただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

### ○戸田座長

いかがでしょうか。「学習の初期段階において」というところですね。「平仮名・片仮名の習得を学習活動と共に実施することが望ましい」という。土井委員、お願いいたします。

### ○土井委員

生活者に対して日本語教育をやっているときに、難しい表現だったり、語彙だったり、漢字だったり分かるのに、入門で最初に習うことなんじゃないのということが分からないといったケースは結構あるのですね。例えば、「今日、仕事はどう？」とかと言ったら、残業があるかとか、定時はどうだとか、やっている仕事は何とかの研磨だとかは言うのですが、「家族、誰？」って言うと、「私」以外言えないのですよね。お父さん、お母さんとかも出てこない。あとまた、漢字の読み書きもそうなのですよね。名古屋に住んでいると名古屋の「名」をよく見るので、名前の「名」として出てきたとしても理解することができます。ただ、そういった実生活の中で学んでいるので名前の「前」は分からないのですよ。

そういう中で、この語彙とか漢字とかは、素朴な疑問で、基礎とかレベルって明示できるのが分からなくて。逆に言うと、先ほどのレベルで言うと、3レベルぐらいの漢字を知っているのに、1レベル相当の漢字が分からないということがあるのです。そういったものは今後の教育とか評価はそれほど大きな影響は及ぼさないものなのですかね。逆に言うと、やはり「一(いち)」から教えなければいけない、基礎からまず覚えてもらわなければ、職場に必要な語はあるにしても、それは少し後だということになりかねないのではないかという危惧もあるのですが、その辺はいかがでしょうか。

### ○北村日本語教育専門職

まず、この文字や漢字の考え方について報告書の説明の時に省略してしまった部分がありますので、御説明を差し上げたいと思います。13ページの「基礎漢字」の選定についてというところを御説明すればお答えになるかなと思います。

ここですが、「日本語教育の参照枠」で「基礎漢字」というものが提案されております。「日本語を学ぶ外国人等が各分野やレベルに応じて漢字学習を行っていく前提となる、分野共通の核となる漢字を抽出したもの」と位置付けられております。

14ページに横の資料を縦に収録させていただいてしまっていますが、こちらに「基礎漢字とレベル・分野別漢字学習のイメージ」を御提示しております。基礎段階の言語使用者においては、この報告書の対象としても含まれておりますが、こちらに対しては漢字においても、ここに挙げられております122について「基礎漢字」として提案すると。

こちら、分野は生活・留学・就労と共通のものであり、その間、一つ、分野に分かれていくところの真ん中にある部分ですが、個々の学習者にとって必要な漢字を選定するという考え方を取っておりますので、ある程度の基礎部分については昨年度別途調査した調査結果を基にこの「基

基礎漢字」を頻度等で抽出しているわけですが、こちらを提示し、指導、教室活動の中でその人やその教室に参加している複数の人たちにとって必要なものを選定して、指導していく可能性を示唆しているものになります。

こちらについては先ほど松岡委員や夷石委員にも御指摘いただきましたとおり、時間数の幅の話にもつながってくるかなとは考えております。

#### ○戸田座長

土井委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

#### ○土井委員

もちろん指導するときにはそれぞれの現場に必要なことを選んでいけばいいと思うのですが、それが必ずしも段階に応じてということではなくてもいいということですよ。正直、例えば、一・二・三・四の漢数字がありますが、今はほとんどの場合、これはアラビア数字（1・2・3・4）というのですか、それで書かれていて、これが分からなくても、逆に言うと、職場に行ったら「〇〇禁止」とか「危険」とか、これは見て分からなければ困ると。こちらの方を先に覚えなきゃというのがあるのですよね。だから必ずしもこの「基礎」で書かれたものが職場とか生活場面のものに優先するとは限らないと僕は思っているので、そこをうまくコーディネーターなり日本語指導者なりが選べばいいですよという理解でよければ、それでいいかなと思います。まず、こちらを覚えることが基礎なのですよというように決め付けないでいけばいいかなと思うのですが。

#### ○北村日本語教育専門職

分かりました。ありがとうございます。確かにこの「基礎漢字」の選定の部分やその活用について言及が不足はしていると思いますので、こちらが意図したことが伝わるように補足して、正確に意図を伝達できるようにしたいと思います。ありがとうございます。

#### ○戸田座長

ほかに6章、漢字を含む文字の扱い方について、御意見はございませんでしょうか。松岡委員、お願いいたします。

#### ○松岡委員

つまらない指摘なのですが、今の13ページですか、「基礎漢字」の選定についての最後の部分で「指導を行うことが期待される」という、この「指導を行う」が引っかかるので、「学習を進める」にしていただくといいのかなと感じました。

#### ○北村日本語教育専門職

「学習を促す」とかそういう形に修正して、再度御提案したいと思います。

#### ○松井日本語教育専門職

先ほど漢字についての話題が出ましたので、土井委員の御指摘を踏まえまして補足の説明をさせていただきます。

この「基礎漢字」の選定は、主に日本語教材で出現している漢字と、あと実際の生活における漢字の出現頻度を掛け合わせて選ばれているものでございます。「日本語教育の参照枠」の考え方

からすれば、土井委員の御指摘のとおり、基礎段階というよりも、各人が必要な遂行すべき課題に沿って、会話であれ、文字指導であれ、進めていくところが推奨されているのが大原則です。

ただ一方で、日本語の特色である漢字の指導にフォーカスを当てた場合、教材をベースに教材と頻度を掛け合わせて漢字を抽出するとこの122の漢字が選ばれたと。その中で「一・二・三」が出てきている理由は、やはり漢字指導の際の筆順であるとかストロークであるとか、漢字とイメージを掛け合わせていく中で「一・二・三」がやはりよく出てくるといふ、少し課題遂行とは別の文脈での、教える段階での要素がこの漢字の122には入っているところは確かです。

実際のところの指導は、あくまでも122というものをここに示しましたが、こういうものも参考にさせていただきながら、ここで例えば「名古屋」という漢字がありますと、「名」と「屋」の漢字はあるが「古」という漢字はないわけですね。「新」はあるが「古」はない。そこで「新しい」「古い」という形容詞みたいなのところの中で「古」は出すかどうかというところは選択していただいて、そういう中で漢字の指導をしていただければとは思っています。

なかなか、文字だけの指導にフォーカスした場合、やはりそこには課題遂行とは少し違う考え方が入ってくることは確かです。これに関しましては、C a n d oで考えれば、将来的に漢字学習のC a n d oを作るのかといったときに、課題遂行と結び付けるのが非常に難しいところがあるかと思えます。そういうところも含めて、漢字の指導をC a n d o化もし出来るとすれば、一体どういうものに基づいて、課題というよりも能力的なものに寄せてC a n d oを作るのかということもございますので、ここは引き続き検討課題として扱っていただけると思っています。

補足は以上です。

#### ○戸田座長

ありがとうございました。今、御説明もありましたが、ほかに6番について御意見はいかがでしょうか。ヤン委員、お願いいたします。

#### ○ヤン委員

この漢字について1点お聞きしたいのですが。漢字の文字が122個挙がってはいるのですが、よく使われるものをお調べになったという話ですが、語彙レベルでは関連付けはないのでしょうか。

私自身が日本語で漢字を覚えるときに、このリストみたいなもので覚えたときに非常に苦労したので、どんな単語でこれが使われて、どんな読みをするのかがないと、ただただつらい。10回書いて覚えることになってしまうので。これは語彙がもしあつたら、いわゆるよく使われる頻度が多分高い語彙になってくると思うので、それも併せて提示していただけたらうれしいのですが、いかがでしょうか。

#### ○松井日本語教育専門職

御指摘はもっともです。実はこれ、単漢字だけではなく、ひも付けられた語彙が全てございますので。ただ、ここでは少し割愛しておりますが、最終的に、先ほどの話に少し戻りますが、文化庁のNEWSで検索できる形のC a n d oリストのエクセルファイルをアップしたりだとか、又この122の漢字にひも付けられた語彙のリストであるとか、そういうものは一括して文化庁のウェブサイト等々で公開できるように準備を進めていきたいと思っております。

以上です。

#### ○土井委員

今のヤン委員の指摘に追加です。以前、私たちもこの漢字の扱いをしたときに、外国人の方に聞くと、紙にただその漢字が書いてあっても分からないが、実際の使用場面、例えば白い紙に漢字で単に「氏名」と書いても分からないのだが、市役所に行って何かお願いしたときに、ここに名前を書いてと渡された紙に「氏名」という書く欄があると、ああ、ここは名前を書くんだろかなというのが分かる、ということがあるらしいのですね。だから、そのようにシチュエーションも含めて学習を促進していくような形で進められるとよりいいんじゃないかなと。

ただ単語がリスト化されているだけではなくて、どういう場面で使うもので、どういう読み方でみたいなことをセットで提示していくことが、どこに入れたらいいのか少し分からないですが、重要であるというようなことも書いてあるといいかなと思いました。

以上です。

#### ○戸田座長

これについて事務局は何かありますでしょうか。

#### ○北村日本語教育専門職

現在、先ほども申し上げましたが、「生活者としての外国人」に対して日本語教育を行う際の漢字を含む文字の扱い方のところが「参照枠」からの引用のところに潜り込んでいる状態で、御意見を聞いていて、取り出した方がよろしいかなと考えております。その際に、状況を含めてというような話も可能性として示すことは可能かなと考えております。

#### ○土井委員

少し似た場面だと、15ページの(4)漢字学習の方針についてと書いてあるので、方針かと言われると少し違うような気もするのですが、ただ、ここに結構、漢字学習をするときの指導のポイントなんかは書かれているので、方針というか、指導のポイントとか、何かそういった意味で加えてもいいのかなと思いましたが。まあ、でも最終的にどこにどう入れるかは事務局にお任せします。

#### ○北村日本語教育専門職

可能な限り分かりやすく入れたいと思います。

#### ○戸田座長

それでは漢字に関しまして御意見がないようでしたら、7章の生活・社会・文化的情報の扱い方について、又8章の「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価の考え方について、これにつきまして御意見をお願いいたします。

#### ○土井委員

よろしいでしょうか。

#### ○戸田座長

土井委員、お願いいたします。

#### ○土井委員

改めて見ると、最初に私が指摘させていただいた5ページにある「共生社会の実現にあたっては、日本人の側が日本語を学ぶ人々についての理解を深めて考えていくことも大切である」とい

ったところをもっとしっかりと書いたのが、この社会・文化的なところにも通じるのではないかなと思います。

それは外国人の方が日本社会の、ここで自然災害に関することとかを学ぶと同時に、そもそもその学習者は母国ではどういう状況で自国のことを学んでいたのかということへの理解をこちらもしていかないと、例えば母国では災害が起きない人に対してどのように日本の災害を伝えるのか、もしくは災害が起きるんだが、日本では災害といえば今は地震のことが取り上げられている中で避難所に行ってくださいと言うが、母国には災害は起きても避難所がない国から来た人たち、もしくは行政のような公的支援にアクセスすることがない段階で来ている人たちもいらっしゃると思います。

以前、南米の方に災害が起きたら避難所に行くのだよと言うと、そんなことをしたら家に泥棒が来て、物を取られたら誰が責任を取ってくれるのですか、絶対に私は家から一步も出ませんという方もいらっしゃいました。ああそうか、そうなのだとこちらが学ぶわけです。そういった意味で、扱い方になるかもしれませんが、外国人が日本の社会状況を踏まえるということと同時に、日本人側が相手の文化・社会状況の違いを知るようなサポートがあるといいと思います。

私はその経験談でしか知らないのですが、例えば災害といっても一口に、避難の仕方は母国でいろいろと違うとか、子供の教育といっても、例えば何歳の時に小学校に入学してその後どうなっていくのか、小学校の義務教育の間に留年があるのかなのか、大学に進学するときの入学金はほかの国でもあるのか、家を借りるときの敷金礼金は外国ではどうなっているのか。そういったことを指導者側が学べる教材の開発も含めて、取り上げていただけると有難いと思います。

#### ○戸田座長

ありがとうございます。ほかにございますか。仙田委員、お願いいたします。

#### ○仙田委員

(3)の扱い方ですが、ここには非常に重要な内容が書かれていると思っておりまして、是非このところは、この報告書で扱えないかもしれないですが、例えば一番最後にある「地方公共団体、機関等と連携する必要がある」というその連携先にも、何かしら日本語教育と連携してこういうことをやっていくことが大事であるということも伝えていただけるような機会、あるいは広報手段などがあると良いというのが一点。もう一つ、第2段落の3行目ぐらいに「言語教育活動と合わせて扱っていくことが望ましい。したがって、『生活オリエンテーション』として集中的に実施するだけでなく」と書かれています。例えばここで想定されている活動と関係が強いC a n d oとかに星印をすとか、そういうことで関係性をより明示させるようなことがこの報告書の中で出来ないかと、ぱっと今思い付いただけなのですが。何かそういうことが出来るかかなと思いました。

#### ○戸田座長

いかがでしょうか。今の仙田委員の御意見に関連して皆様も同じように思われたかと思うのですが。

#### ○北村日本語教育専門職

今の仙田委員の御発言に、現在の「生活C a n d o」の作業状況の御報告も含めお答えしたいと思います。

現在では、既にお察しいただいているかもしれませんが、「生活C a n d o」の方に生活・文化・社会的情報の結び付けは直接的には行っていない状況です。ただ、作成の段階でこういった

情報も同時に提示することが望ましいというような示唆ですとか、あるいはC a n d o そのものの中にそういった情報提供を受けた場合とか、そういう記載があったりもしますので、その辺りを再度整理させていただいて、生活・文化・社会的情報との結び付きが明示的に分かるような工夫をさせていただくことは可能と考えております。

#### ○仙田委員

自分で言うておいて何ですが、「カリキュラム案」の時に社会・文化的情報がその中に組み込まれていて、かえって扱いが難しかったということもあったかと思うので、その辺の関連性をうまく見せるのは工夫が必要ではないかと思っていますのですが、まだいいアイデアがないので、又今後検討して示させていただけたらと思います。

#### ○戸田座長

8番目、評価の考え方について御意見がありますでしょうか。土井委員、お願いいたします。

#### ○土井委員

疑問となるのは、これに基づいた今後何かテスト開発のようなものがされるのか、そしてそれがどう使われるのかといったところだと思います。

地域の教室などでも今の日本語能力試験を扱う理由は、多くの場合、学習者がそれを求めてくるからです。では、なぜ学習者がそれを求めてくるかという、会社だったり、実習生であれば帰国後に求められるから、もしくは大学進学の時とかに求められるからと言われるのです。どうしても「参照枠」のレベルでは、現場に落とし込むには難しく、こういったところで求められるからそれを目指すということになってくるのではないかと思います。誰が評価してテスト化してテストに基づいた試験対策的な教科書とか教材とかが作られていくという展開は文化庁がしなくても、どこかで起こってくるのではないかと思います。

そのことを今後どのように考えていくのか。この会議体なり、事業の中で民間事業者に任せてやっていくのか、検討課題の一つとして審議会ですらやっていくのか。大変気になるところです。今の段階でもし考えているところがあれば教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○戸田座長

事務局いかがですか。

#### ○松井日本語教育専門職

土井委員が御指摘の点は正に「日本語教育の参照枠」二次報告の主眼となる内容として審議が行われたものでございます。

現在、日本語に関する試験は国内外含めて20以上あって、それぞれ評価の判定の基準であるとか、レベルであるとか、というのはばらばらである状況が一つあります。

そういう中で、特定技能の受入れがA2であるとか、あるいは法務省告示基準の抹消基準がA2、N4であるとか、そういう制度的なところでは様々なところで今後CEFRのレベルでの評価というか、認定が進んでいく現状がございます。ただ、これに関しましては、現状、日本語に関わる試験が20以上ある中で、国が主導して国がある日本語の試験を作るというよりも、これまで民間の試験がそれぞれ特色・目的等々ございます。一部の試験は書く能力だとか話す能力という能力を測る試験もございますので、そういう試験を目的に応じて、より目的に合った選択をしていただくような基盤を整備する意味合いで、二次報告の中でCEFRの六つのレベルに

準じた対応付けの方法を示しているところです。

ですので、「参照枠」の役割としては、現状ある試験の中のいわゆる物差しみたいなものをC E F Rのレベルで合わせることによって、いろいろな試験を目的に応じて選べるようになる、選択の幅を広げるための基盤整備が今取り組んでいる内容でございます。

今後もこの試験に関する目盛りとか物差しを合わせていくところは引き続き取り組んでいきたいと思っております。現状、ですので、お答えとしてはそういう基盤整備を進める、いろいろな試験を共通の物差しで選びやすいような基盤整備を進めるところに取り組んでおりまして、現状、国が「参照枠」に基づいた試験を開発し、そのための何かを展開する予定はないというのがお答えになります。

#### ○北村日本語教育専門職

続いて北村からも補足させていただきます。

17ページから始まります評価の考え方の部分については、構成が、まず考え方を示して、個別の項目として「言語活動別の評価」「日本語学習ポートフォリオの活用」「学習のための支援ツールについて」という、考え方の先はかなり具体的な方法を書く構成になっております。

一方でそれを捉え直しますと、実施者についての言及がなかったり、先ほど松井専門職より言及があった「日本語教育の参照枠」の評価の議論の経緯ですとか、そういった部分も記載がありませんので、そういった部分を補足させていただきつつ、誰が実施するのかということも補足することは可能と考えております。

日本語教育という言葉自体は、日本語教育の推進に関する法律等をひもときますと、日本語教育という直接の指導をイメージしやすいですが、それに関連するものも含むというような記載がありますので、そういった部分も日本語教育に関連して実施すると。一方で、やはりその日本語教育という言葉自体が指導をイメージしやすいところもありますので、この報告書においてもその法律の文を引用するとか、改めてここでも再認識が出来るような形で分かりやすい表記に努めたいと思います。ありがとうございます。

#### ○戸田座長

いかがでしょうか。先ほどの土井委員の試験については、やはりいろいろな日本語教育の関係者が一番聞きたいところでもあるので、周知していただきたいと思いますと思っております。

最後に全体的なこと何か御意見等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこれで本日の議事は終了となります。皆様の御協力によりまして、活発な意見交換が出来たと思います。

それでは今後の予定につきまして、事務局、お願いいたします。

#### ○北村日本語教育専門職

ありがとうございます。

本日御議論いただきました内容を基に、今後は報告書案の修正を進めるとともに、C a n d oの作成業務を継続して実施していく予定です。また、次回のワーキンググループの会議は2月の開催の予定です。

以上となります。

#### ○戸田座長

それでは今日は御挨拶はよろしいでしょうか。

○北村日本語教育専門職

失礼いたしました。本日は課長がこちらに参加する予定でしたが、用務の都合で急遽来られなくなりました。おわび申し上げます。

○戸田座長

では、これで第2回「生活C a n d o」等の作成に関するワーキンググループの会議を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —